

医療法人設立認可申請の 申請書(案)の提出先等が変更になります。

令和5年度第2回目の医療法人設立認可申請（申請書(案)9月末提出締切り分）から、以下のとおり申請書(案)の提出先等を変更します。

1、医師会加入者の申請書(案)提出先が、兵庫県保健医療部医務課に変わります。

- ・ 医師会加入者について、今までは申請書(案)の提出先を「兵庫県医師会」としていましたが、令和5年度第2回目の医療法人設立認可申請より、申請書(案)の提出先を「兵庫県保健医療部医務課」に変更します。
- ・ 歯科医師会加入者は今までどおり、「兵庫県歯科医師会」に提出してください。
- ・ 今後、申請書(案)提出締切りについては、第1回目が5月31日（必着）、第2回目が9月30日（必着）とします。（土日祝日の場合は翌平日必着）
※歯科医師会加入者は兵庫県歯科医師会へご確認願います。

2、医師会、歯科医師会未加入者の申請書(案)提出前の事前ヒアリングを廃止します。

- ・ 医師会、歯科医師会未加入者について、今までは申請書(案)提出前に、兵庫県保健医療部医務課にて事前ヒアリングを実施していましたが、令和5年度第2回目の医療法人設立認可申請より、事前ヒアリングを廃止します。

3、申請書(案)提出前に事前登録をお願いします。

- ・ 申請書(案)の提出前にインターネットでの事前登録をしてください。
※申請数を把握するために登録をお願いするものです。
※事前登録の登録漏れがあった場合も、申請書(案)の提出は受け付けます。
※登録後、申請を取りやめる場合は、メールまたは電話にてご一報いただけますと幸いです。

4、申請書(案)提出時に「医療法人設立認可説明資料チェックリスト」の提出が必要になります。

- ・ 医療法人設立認可申請をされる医療機関の理事長就任予定者は、申請書(案)提出前に、「医療法人設立認可説明資料」をご覧いただき、「医療法人設立認可説明資料チェックリスト」に、理事長就任予定者が署名又は記名押印してください。
署名又は記名押印後の「医療法人設立認可説明資料チェックリスト」を申請書(案)に添付して提出願います。
※医師会・歯科医師会への加入・未加入に関係なく、申請される医療機関は全て提出が必要です。